

# くらしの赤信号

相談専用電話（在住・在職・在学）844・2431 9時30分～16時30分（土・日・祝日、年末年始除く）

「最終告知」「民事訴訟」等の言葉が使われていることが多い。

もっともらしい法律用語等で不安をあおる。

連絡をさせるための誘い文句。連絡をすると住所や名前等を聞き出されてしまう。

差し迫った期限を定め、慌てさせる。

「法務局」「独立行政法人」など公的機関を思わせる名称が多い。

## 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号 ■ ○○○○

この度、ご通知いたしましたのはあなたの利用されていた契約会社、ないし運営会社から債務不履行による民事訴訟として訴状が提出されましたことをご通知致します。  
裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。  
尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いいたします。  
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。  
なお、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年■月■日

法務局管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞ヶ関■■■■■■■

お問合せ窓口 03-■■■■■-■■■■■

受付時間 9:00～20:00

※「特別送達」とは、裁判所が「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」等を送る場合に利用する特別な郵便方法で、原則、郵便職員が名宛人に手渡します。

個別の通知のように番号がついているが、実際には同じ番号のものが多くの人に送られている。

請求金額や債務の内容を示さずに過去の契約との関連をほのめかす。

本当に裁判所への申し立てがあった場合には、裁判所から「特別送達(※)」という方法で通知が来ます。その指示に従って手続きをすれば原告の主張が一方向的に認められることはありません。法的な根拠がないのに差し押さえがされることもありません。

信用させるために、固定電話の番号が記載されていることが多い。

ハガキで届く  
架空請求に十分注意を！

## アドバイス

「未納料金がある」等、身に覚えのない内容のハガキが届いたという相談が増加しています。この事例は架空請求詐欺の一種で、不特定多数に対してハガキを送り、もっともらしい法律用語や脅し文句で不安をあおり、連絡してきた消費者から金銭をだまし取ろうとする手口です。また最近では法務局など公的機関を思わせる名称で圧着ハガキ(個人情報保護シールつきハガキ)が使われるなど手口がより巧妙化しています。

### 1. 身に覚えのない請求は無視すること

身に覚えのない請求に応じる必要はありません。無視してください。連絡をすればこちらの電話番号等を知られてしまいます。絶対に連絡しないようにしましょう。

### 2. トラブルにあったら、すぐに消費生活センター等に相談すること

電話をしてしまった場合には、その場で脅されたり、その後に請求の電話が繰り返されたりすることが予想されますが、請求には絶対に応じないようにしてください。対応に困った場合には、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。もし支払ってしまった場合は、すぐに最寄の警察署に相談してください。電子マネーであれば発行会社、銀行振り込みであれば振込先の銀行に早急に連絡し、事情を伝えてください。(対応は事業者により異なります)

困ったら  
ご相談を！

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

ご注意ください  
【相談事例】



**前から欲しかった靴が  
格安で売っているけど・・・？**

### 【事例】

SNSの広告で、以前から欲しかった靴が定価の四分の一程度の値段で販売されているサイトを見つけた。クレジットカードで購入したが、商品が届かない。サイトには電話番号の記載がなく、メールを送っても返事がない。

その後、業者をネット検索したところ、偽ブランドを取り扱う詐欺サイトらしいという書き込みがあった。



### アドバイス

◎初めて利用するサイトの場合は、所在地や電話番号、他の利用者の評価などを自分でしっかり確認しましょう。特に、「責任者の氏名、所在地、電話番号」などの特定商取引法で義務付けられている表記がないサイトでの買い物はやめましょう。

◎一般のお店で売られている価格より大幅に安く販売されている場合は注意が必要です。コピー商品か、詐欺サイトの可能性があります。最近では、実在するサイトをコピーしてまるで本物のサイトであるかのようにだますケースも増えています。

◎先に代金を支払ってしまうと、「商品が送られてこない」場合だけでなく、商品に問題があった場合でも、それらのリスクを消費者が負うこととなります。もしトラブルがあっても相手に返金をさせる必要があります。お金を取り戻すことが難しくなります。

◎わからないことや不安なことがあれば、消費生活センターに相談してください。商品が届かなかつたり、コピー商品が届いた場合は、振り込んだ銀行や警察にも相談しましょう。

### 催し予告

## 「石けんキャンペーン & 廃油回収（食用）予定」

★6月19日（火）  
北部支所玄関前

★7月17日（火）  
さだ生涯学習市民センター

いずれも午前 10 時 30 分～正午

※家庭用食用廃油のみ回収  
※容器はお持ち帰りいただきます



## 困った時はご相談を！ 枚方市立 消費生活センター

相談専用電話  
（枚方在住・在職・在学）  
072-844-2431  
9時30分～16時30分  
（土・日・祝日、年末年始除く）



ひらかた観光大使「くらわんこ」  
©枚方文化観光協会